

旧緊急時避難準備区域（田村市）から小学生の子供をつれて避難した申立人らについて、原発事故後、子供が通学していた小学校が早期に仮校舎にて再開されたものの、自宅から仮校舎への通学は負担が大きいこと等の事情を考慮して、小学校が本来の校舎で再開されるまで（平成26年3月末まで）の避難継続の必要性を認め、避難に伴う生活費増加分や精神的損害が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）において、申立人X1及びX2（以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目及び期間に対する和解金として、合計金476万9199円の支払義務があることを認める。

3 既払い金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第1項記載の損害のうち申立人X2の精神的損害に対する賠償金として、金35万円を支払済みであることを確認する。

この既払い金について、第2項記載の和解金476万9199円と清算する。

4 支払方法

（省略）

5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決

センターに交付する。

平成28年6月3日

(仲介委員 新徳均)

(別紙)

損害項目		期 間	和解金額(円)	備 考
避難費用	生活費増加費用 (電話料金)	24.4.26～26.3.31	49,200	
	同上(電気料金)	同 上	36,000	
	同上(ガス料金)	同 上	36,000	
	同上(交通費)	23.10.4～26.3.31	120,000	申立人X2の通学定期券代は除く。
	同上(通学定期券代)	24.4.26～26.3.31	16,640	申立人X2の通学定期券代(〇〇駅⇄〇〇駅)
日常生活障害慰謝料	申立人X1	24.9.1～26.3.31	2,470,000	増額事由: 家族別離の二重生活 世帯を代表して、申立人X1分を増額。
	申立人X2	同 上	1,900,000	
その他費用	通信費用	24.9.13～24.11.21	2,450	レターバック代金(24.9.13,24.11.7及び24.11.21支出分)
小 計			4,630,290	
本件和解仲介に関する弁護士費用			138,909	
既払い金(控除)			▲350,000	申立人X2の精神的損害に対する学童補償
損害合計			4,419,199	